二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
八木沢沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を昭和四十五年建設省告示第千三百五十五号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
福島県南会津郡只見町大字蒲生
字西山　一六三四番一　一号
一六三四番八　二号
一六三四番一　三号から五号
一六二二番一　六号から十二号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
北沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の北沢の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域（平成元年建設省告示第七十六号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
福島県南会津郡南会津町山口
字北原山　三三三六番一四　一号
三三三六番一九二　二号
字北原　三〇七九番一地先河川敷　三号
三〇七七番二地先河川敷　四号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
久作川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福島県いわき市大久町大久
字鶴房　一四〇番九二　一号
一四〇番九一　二号
一四〇番八八　三号から四号まで

○北陸地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年十二月二十一日
北陸地方整備局長　前川　秀和
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百五十九号及び二百四十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
かほく市木津イ六五番三八地内	前	一八・三〇～二二・〇〇メートル	二二・〇〇キロメートル
	後	一八・三〇～二二・〇〇メートル	二二・〇〇六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年十二月二十一日
北陸地方整備局長　前川　秀和
(一)　供用開始の区間　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所
かほく市木津イ二二番三から同市松浜ハ五番八まで
(二)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○国土交通省告示第千三百十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年十二月二十一日
国土交通大臣　前田　武志
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
三光川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十五年建設省告示第百八十一号で指定した土地の区域を除く。）
福岡県久留米市草野町
矢作字上葛原　五八二番二　一号
五八六番二　二号
字野付　五九一番二　三号
五九七番　四号
字中尾山　八一六番一〇　五号
八一五番五　六号
吉木字若宮尾　二六二〇番一地先河川敷　七号
二六二〇番四　八号
二六〇四番三　九号
字東野付　二六〇三番一　十号
二五九一番二地先道路敷　十一号
字東諸富　二五八二番　十二号
二五七〇番三　十三号

○北海道開発局告示第百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年十二月二十一日
北海道開発局長　高松　泰
一(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十号及び二百三十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道天塩郡豊富町字上サロベツ八八七五番一から同町字下エベコロベツ四八〇二番一まで	前	五七・〇〇～八〇・〇〇メートル	〇・二〇三キロメートル
	後	六三・〇〇～八〇・〇〇メートル	〇・二〇三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

○北海道開発局告示第百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年十二月二十一日
北海道開発局長　高松　泰
(一)　供用開始の区間　図面縦覧場所
北海道積丹郡積丹町大字西河町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三四七四林班ろ小班地内
(二)　路線名　敷地の幅員　延長

変更前後別	敷地の幅員	延長
前	一九・四〇～四七・六六メートル	〇・〇八七キロメートル
後	二一・二五～五七・四二メートル	〇・〇八七キロメートル

(三)　道路の区域
北海道沙流郡日高町字緑町一一番八から同町字緑町二番及び二百三十一まで
(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
供用開始の期日　平成二十三年十二月二十一日